



警戒レベル引き下げに伴う 市有施設の対応について

群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」における警戒レベルが1に引き下げられることから、市有施設について一部対応を変更します。

■警戒レベル1適用期間

令和5年3月4日（土）から当面の間

■その他

- ・基本的に、警戒レベル2の段階で多くの施設については通常開館等となっておりますが、一部施設について利用形態の変更がありますので、詳しくは資料をご確認ください。
- ・施設の業態・形態によって、県のガイドライン等に基づく利用制限等が生じる場合があります。詳細は各施設にご確認ください。



問い合わせ

桐生市コロナウイルス感染症対策本部

事務局：保健福祉部地域医療感染症対策室

TEL 0277-46-1111（内線305）